

新庄市体育施設等利用料金（令和８年４月１日～）

１．新庄市体育館

（団体）

区分			使用料（１時間につき）		
			全館	半館	４分の１館
入場料非徴収	アマチュアスポーツに使用する場合	市内の小中学生	無料		
		高校生及び市外の小中学生	４６０円	２３０円	１１０円
		一般	１，９３０円	９６０円	４８０円
	その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	５，６４０円		
		営利を目的とする場合	１１，２９０円		
入場料徴収	アマチュアスポーツに使用する場合	市内の小中学生	無料		
		高校生及び市外の小中学生	１，０００円		
		一般	３，７８０円		
	その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	１６，９４０円		
		営利を目的とする場合	３３，８９０円		

（個人）

区分	１人１回	回数使用１１回分
市内の小中学生	無料	—
高校生及び市外の小中学生	１１０円	１，１００円
一般	３３０円	３，３００円

（冷暖房器具使用料）

区分	単位	使用料
石油暖房機	１台１時間につき	２００円
移動式冷暖房機		３００円

２．新庄市陸上競技場

（団体）

区分			単位	使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収し ない場合	市内の小中学生	1 時間	無料
		高校生及び市外の小 中学生		4 9 0 円
		一般		9 9 0 円
		入場料を徴収する場合		1 時間
職業競技又は試合			1 日	メインスタンド入場 料金（一般当日券） の 1 5 0 人分

（個人）

区分	単位	使用料
市内の小中学生	１日	無料
高校生及び市外の小中学生		１１０円
一般		３３０円
市内の小中学生	通年	無料
高校生及び市外の小中学生		１，１９０円（５３０円）
一般		３，６００円（１，６１０円）

※通年利用の利用料金は、令和８年度に限り、括弧書きの料金とする。

3. 新庄市テニスコート

区分	使用料（１時間につき）
市内の小中学生	無料
高校生及び市外の小中学生	１面につき 1 1 0 円
一般	１面につき 2 2 0 円

（照明設備使用料）

区分	単位	使用料
照明設備	１面 １時間につき	5 1 0 円

4. 新庄市山屋セミナーハウス

（１）施設使用料

区分		使用料（１時間につき）
		9 時～ 2 1 時（屋外運動場は 9 時～ 1 9 時）
研修室 （一室につき）	市内の小中学生	無料
	高校生及び市外の小中学生	9 0 円
	一般	1 9 0 円
多目的ホール	市内の小中学生	無料
	高校生及び市外の小中学生	1 5 0 円
	一般	3 1 0 円
屋内運動場	市内の小中学生	無料
	高校生及び市外の小中学生	2 4 0 円
	一般	4 8 0 円
屋外運動場	市内の小中学生	無料
	高校生及び市外の小中学生	5 0 円
	一般	1 0 0 円

（２）宿泊使用料

区分	使用の単位	市内の利用者	市外の利用者
小学生及び中学生	1 人 1 泊につき	無料	3 4 0 円
高校生		2 2 0 円	3 4 0 円
一般		9 1 0 円	1, 1 3 0 円

備考

- 1 シーツ等クリーニング代については、実費を徴収する。
- 2 「市内の利用者」とは、小学生及び中学生の区分に適用する場合にあっては、市内の小中学生をいい、高校生の区分に適用する場合にあっては、市内の高校に通学し、又は市外の高校に通学し、かつ、市内に居住する高校生（次項において「市内の高校生」という。）をいい、一般の区分に適用する場合にあっては、市内に居住する者をいう。
- 3 「市外の利用者」とは、小学生及び中学生の区分に適用する場合にあっては、市外の小中学生をいい、高校生の区分に適用する場合にあっては、市内の高校生以外の高校生をいい、一般の区分に適用する場合にあっては、市外に居住する者をいう。

（３）冷暖房使用料

区分		使用料（１時間につき）
		9 時～ 2 1 時
冷房	研修室	1 5 0 円
	多目的ホール	2 6 0 円
暖房	研修室	1 8 0 円
	多目的ホール	3 4 0 円
	屋内運動場	角型赤外線暖房機 １台につき 3 0 0 円

5. 新庄市民スキー場（リフト使用料）

リフト券 の種類	使用時間	使用料			
		市内の小 中学生	高校生及び市 外の小中学生	シニア (55歳以上)	一般
1回券	9時～21時	無料	800円	1100円	1600円
回数券 (11回)	9時～21時	無料	8000円	1,1000円	1,6000円
2時間券	発券時から 2時間まで	無料	5000円	7000円	1,0000円
4時間券	発券時から 4時間まで	無料	7000円	9000円	1,4000円
1日券	9時～21時	無料	1,0000円	1,5000円	2,0000円
ナイター シーズン券	17時～21時	無料	8,5000円	13,0000円	17,0000円
シーズン券	9時～21時	無料	11,0000円	17,0000円	22,0000円

備考

- 1 リフト券の有効期間は、1回券、回数券、ナイターシーズン券及びシーズン券にあっては、教育委員会規則で定める使用期間内とし、その他の券種は、発行した日限りとする。
- 2 10人以上の団体が利用する場合の使用料は、当該団体の構成員1人につき、各券種（ナイターシーズン券及びシーズン券は除く。）の料金の7割の額（10円未満の端数があるときは、その端数は10円とする。）とする。
（市民スキー場附属施設の付帯設備／温水シャワー使用料）

区分	単位	使用料
温水シャワー	1人1回につき	1000円

6. 新庄市武道館

区分		使用料（1時間につき）		
		市内の小中学生	高校生及び市外の小中学生	一般
柔剣道場	全面	無料	3600円	9000円
	半面	無料	1700円	4500円
弓道場		無料	1900円	4500円

（付帯設備使用料）

区分	単位	使用料
石油暖房機	1台1時間につき	2000円
移動式冷暖房機	1台1時間につき	2000円
温水シャワー	1台1回につき	1000円

7. 新庄市民プール

区分		単位	使用料
一般		1 人 1 回	3 2 0 円
高校生及び市外の小中学生			1 6 0 円
市内の小中学生			無料
団体 (3 0 人以上)	一般		2 5 0 円
	高校生及び市外の小中学生		1 2 0 円
	市内の小中学生		無料

専用	競技大会	1 時間	3, 280 円
回数券	一般	1 人 1 1 回	3, 200 円
	高校生及び市外の小中学生		1, 600 円

8. 北辰屋内運動場

区分	使用料（1 時間につき）
市内の小中学生	無料
高校生及び市外の小中学生	190 円
一般	390 円

9. 新庄市民球場

区分			単位	使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入 場 料 等 非 徴 収	一般	1 時 間	2 , 0 2 0 円	
		高校生及び市外の小中学生		4 6 0 円	
		市内の小中学生		無 料	
	入 場 料 等 徴 収	一般		3 , 6 5 0 円	
		高校生及び市外の小中学生		1 , 0 1 0 円	
		市内の小中学生		無 料	
上記以外の用途に使用する場合	入 場 料 等 非 徴 収		1 時 間	7 , 0 3 0 円	
	入 場 料 等 徴 収			2 1 , 1 1 0 円	
職業野球に使用する場合			1日当たりの最高入場料金(消費税額含む。) 300人に相当する額(その額が200,000円に満たない場合は200,000円)		
照 明 使 用	入 場 料 等 非 徴 収	全 灯	1 時 間	5 , 4 8 0 円	
		半 灯		3 , 2 8 0 円	
	入 場 料 等 徴 収	全 灯	1 時 間	1 0 , 9 8 0 円	
		半 灯		6 , 5 8 0 円	
附属施設	屋内練習場1面につき	団体専用使用	一般	1 時 間	4 5 0 円
			高校生及び市外の小中学生		2 2 0 円
			市内の小中学生		無 料
		個人使用	一般	1 時 間	9 0 円
			高校生及び市外の小中学生		4 0 円
			市内の小中学生		無 料
	トレーニング室	団 体 (5 人 以上) 使 用	一般	1 人 1 時 間	1 3 0 円
			高校生及び市外の小中学生		6 0 円
			市内の小中学生		無 料
		個人使用	一般	1 時 間	2 0 0 円
			高校生及び市外の小中学生		1 0 0 円
			市内の小中学生		無 料

（附帯設備使用料）

区分	単位	使用料
スコアボード	1 時間につき	370 円
放送設備	1 時間につき	370 円

ピッチングマシン	1 台 1 時間につき	3 7 0 円
温水シャワー	1 室 1 時間につき	6 0 0 円
	1 人 1 回につき	1 0 0 円
丸型赤外線暖房機	1 台 1 時間につき	3 0 0 円

10. 福田運動広場

(団体専用使用)

区分	単位	使用料
一般	1 時間	3 3 0 円
高校生及び市外の小中学生		1 9 0 円
市内の小中学生		無料

(照明使用料)

区分	単位	使用料
照明使用	3 0 分	1 , 6 0 0 円

11. 福田テニスコート

区分	単位	使用料
一般	1 面 1 時間	1 8 0 円
高校生及び市外の小中学生		9 0 円
市内の小中学生		無料

(照明使用料)

区分	単位	使用料
照明使用	3 0 分	4 2 0 円

備考

- 1 「入場料等徴収」とは、入場料、会費等の料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合をいう。
- 2 「市内の小中学生」とは、市内の小学校又は中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に通学し、若しくは市外の小学校又は中学校に通学し、かつ、市内に居住する児童及び生徒をいう。
- 3 「市外の小中学生」とは、市内の小中学生以外の児童及び生徒をいう。
- 4 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。

新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準

1. 全額免除

- (1) 新庄市及び新庄市教育委員会が主催する全市的な行事等
- (2) 新庄市教育委員会の機関が主催する事業
- (3) 国民体育大会山形県予選会兼東北総合体育大会山形県予選会
- (4) 一般財団法人新庄市スポーツ協会が主催する事業
- (5) 新庄市小学校体育連盟の主催する大会及びこれに参加する市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）が行う大会2週間前からの練習
- (6) 最上地区中学校体育連盟の主催する大会及びこれに参加する市内の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）が行う大会2週間前からの練習
- (7) 山形県少年少女スポーツ交流大会及びこれに参加する市内のスポーツ少年団が行う大会2週間前からの練習
- (8) その他新庄市教育委員会が特に必要と認める事業

2. 50%減額

- (1) 新庄市の機関が主催する事業
- (2) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく幼稚園、高等学校及び専修学校が行う教育事業で、教育委員会が特に必要と認める事業
- (3) 社会福祉関係団体が社会福祉を目的とする事業
- (4) 社会教育行政を推進する上で新庄市教育委員会が特に必要と認める社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業
- (5) 国、県及び最上広域市町村圏事務組合の関係機関が主催し、直接市民を対象として行う事業
- (6) その他新庄市教育委員会が特に必要と認める事業

3. 30%減額

- (1) 公共的団体が主催し、直接市民を対象として行う事業
- (2) 社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業（前項第4号の事業を除く。）